



どんな時に 相談すればいいの？

「高齢になり、家に閉じこもりがちになってしまった。誰かと話をしたいなあ」「最近近所の家から子どもの激しい泣き声が頻繁に聞こえる。どうしたんだろう?」毎日の生活の中で、どこに相談すればいいかわからない悩みや心配ごとがあった時は、民生児童委員にご相談ください。相談を受け止め、相談者の立場に立って今後どうしたらいいか一緒に考え、解決の糸口を探します。

引越してきたばかりで
知り合いがいない。
誰かに相談
できないかな?

実は今、
子どものことで
相談が...



に注意深く見守っていると云います。訪問することによって助かっている、喜んでいただいていると感じた時に、やりがいを感じられる」と笑顔で話す民生児童委員さん。

今回の訪問先の方は、「毎月訪問してもらって、話をすることで元気をもらっている。訪問だけでなく、地域のお茶会などにも誘っていただいて、地域との繋がりがも作っていただいている」と話します。

一人暮らしの中で不安を抱えている方も、民生児童委員の訪問が大事な時間になっています。

今後一人暮らしの高齢者が増加し、見守りという役割を担う民生児童委員の重要性は、さらに高まっていくでしょう。



地域を見守る

民生児童委員とは、地域の人たちが元気に安心して暮らせるように、高齢者や子どもたちを見守り、生活や福祉、子育てのことなど様々な悩み相談を受けたり、悩みに対する支援や関連機関に繋ぐ役割を担ったりしています。また、地域に住む高齢者の方々が気軽に集う「ふれあいいききサロン」の運営支援や各種調査なども行い、誰にとっても暮らしやすい地域づくりにも取り組んでいます。

佐久市では230名の民生児童委員が活動しています。そのうち、15名は子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」として各地域に配置されています。

今回の特集では、皆さんの地区で活動している民生児童委員について紹介します。

地域の頼れる相談相手 民生 児童委員

■問合せ 福祉課 ☎62-2919

毎年5月12日は
**民生委員・
児童委員の日**
です。

主任児童委員部会長

両澤 正子さん

私は主任児童委員として、主に不登校やひきこもりなど18歳以下の子どもたちを見守る活動をしています。
見守りでは、様々な問題を抱えた子どもたちが学校に通っている様子を見たり、時には「今日は何か楽しいことあったか」など声をかけたりしながら、子どもたちの変化を注視しています。子どもたちに頻りに話しかけていると、いつの間にか子どもたちから話をしてきてくれます。その中で、何か変

主任児童委員としての役割

住んでいる地区の民生児童委員が
分からないときは
福祉課または各支所高齢者福祉児童係へ
お問合せください。

私が子どもたちについて皆さんに伝えたいことは、「子どもたちに関わる周囲の方々が、子どもたちの成長を信じてほしい」ということです。今は何か問題を抱えていたとしても、成長する過程の中で偶然経験したことなどから、自分で問題を解決していきます。周囲の方々は、子どもたちを信じて、見守ってほしいと思います。
また、子どもたちの悩みを抱えている方は、お気軽に主任児童委員にご相談ください。

子どもたちの成長を信じること

化などがあれば、学校や関係機関と相談しながら慎重に議論を重ねています。
時代の移り変わりとともに、子どもたちも多様な課題を抱えています。新たな課題に対応できるよう、主任児童委員として自分自身を高めることも心がけています。



民生児童委員協議会長

小平 實さん

様々な問題の解決を

民生児童委員として、地域住民の見守り訪問を行ったり、支援が必要な住民からの相談を受け、行政や関係機関に繋いだりして、問題の解決に当たっています。
また、「ふれあいいきいきサロン」などを通じた生さがいづくりや引きこもりの防止、自然災害の際の避難支援など、活動は多岐にわたります。
以前は、一人暮らしの高齢者から雪かきが困難との相談を受け、地域と相談して共助の仕組みづく

りなどにも取り組みました。
核家族化や少子高齢社会が進行する今日、地域連帯意識の希薄化や地域住民のニーズの多様化、さらにコロナ禍の影響など、地域課題は増加しています。
さらに近年は、ひきこもり、いじめや虐待、孤立、孤独死、自殺、空き家、ゴミ屋敷、さらには特殊詐欺事件など、新たな社会問題も出てきています。
住民の皆さんが暮らしやすい地域となるよう、これからも民生児童委員の会長として、地域課題の解決に貢献できればと思っています。

民生児童委員が高齢者等実態調査にお伺いします

高齢者等実態調査は、高齢者や障がい者の皆さんの支援、災害時等に避難支援が必要な方に対し、迅速な対応を行うことを目的に行います。調査で得た情報については固く守られます。

- 対象者 / ①70歳以上の方
②令和5年度中に70歳になる方
③障がいのある方

- 【問合せ】
◎高齢者福祉課 …… ☎62-3154
◎福祉課 …… ☎62-3147
◎各支所高齢者児童福祉係
白田支所 …… ☎82-3124
浅科支所 …… ☎58-2078
望月支所 …… ☎53-3111

- 調査期間 / 5月1日(月)～7月31日(月)
- 主な調査項目
 親族の状況 緊急連絡先
 かかりつけ医 一時避難所
 避難時に配慮すべき事項
 治療中の病気